

平成 年 月 日

社員各位

### マイナンバーの留意事項と報告のお願い

すでにご承知のとおり、住民票を有するすべての方を対象に 12 桁の番号が 1 人 1 番号として通知されております。この番号を「マイナンバー（個人番号）」と呼び、平成 28 年 1 月以降順次、当社が行う皆さまの社会保険手続きや税務手続きに必須の番号となります。

つきましては、下記により皆さまのマイナンバー（個人番号）を当社にご報告いただきたく、お願いする次第です。

### 記

#### 1. 「通知カード」について

平成 27 年 10 月以降順次、市区町村から 12 桁の個人番号が記載された「通知カード」が住民票上登録されている住所地へ送付されています。届きましたら、その通知カードを紛失しないよう、皆さままで保管してください。

#### 2. 「個人番号カード」について

上記 1 の「通知カード」とともに申請書が同封されます。これに必要事項を記入し市区町村へ申請することで「個人番号カード」の交付を受けることができます。この「個人番号カード」には、皆さまのマイナンバーが裏面に記載され、また、公的な身分証明となります。

#### 3. 当社におけるマイナンバーの利用目的について

- (1) 給与所得・退職所得の源泉徴収票作成事務
- (2) 健康保険・厚生年金保険届出事務
- (3) 国民年金の第 3 号被保険者の届出事務（社員の配偶者に係る個人番号関係事務）
- (4) 雇用保険届出事務

#### 4. マイナンバー（個人番号）の報告について

次の (1) ～ (3) のいずれかの方法で、別紙とともに書類の写しを当社までご提出ください。

- (1)「個人番号カード」の表面と裏面の写し
- (2)「通知カード」の写し及び「顔写真のある公的身分証明書」の写し  
…運転免許証・パスポート等、いずれか1つ。
- (3)「通知カード」の写し及び「顔写真のない公的身分証明書」の写し  
…健康保険証・年金手帳・住民票記載事項証明書等の中から2つ。

※扶養家族がいる場合、扶養家族に係る「個人番号カード（裏表）」又は「通知カード」の写しもあわせてご提出ください。

※上記(2)(3)の公的身分証明書は、社員の皆さんご自身に係る公的身分証明書です。扶養家族に係る方々のものは不要です。

※別紙「マイナンバー利用に関する同意書」または「マイナンバー未通知連絡書」のいずれかも、合わせてご提出ください。

#### 5.マイナンバー（個人番号）の報告窓口・報告期限について

【報告窓口】

【報告期限】平成      年      月      日まで（期限厳守）

以上